(質問の

内閣衆質九六第二号

昭和五十七年一月二十二日

内閣総理大臣 鈴 木 善 幸

衆 議 院 議 長 福 田 殿

衆議院議員草川昭三君提出在日米軍の武器調達等に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付す

る。

衆 議 院 議 員 草 川昭三君提 出 在日 米軍 の武器 調達 等に関する質問 に対する答弁書

一について

御 指 摘 の工事に関 L しては、 我が国の法令上、 行政機関の認可を必要とし ない。

二について

御 指 摘 \mathcal{O} 工事 に関 し、 米 国 政府から我が 国 政府に対 して 要請が あ つたという事 実はない。

三について

地 位 協 定 の下で、 在 日 米軍 が 武 器 を含 8) 物 묘 等を 我 が 玉 に お ζ, て 調· 達するに当たつて、 事前

に 我 が 国 政 府 0 了 解 を得ることは原則として必要とされてい な

四について

御 指 摘 \mathcal{O} 「需 品 等は、 米軍等が地位協定の下で行う調達の対象となるものであり、 武器、

汎はん 用 品 及 び 武 器 \mathcal{O} 製造 等 に 係 る 技 術 が そこか 5 排 除 され て 7 る わ け で は な

五. に つ 1 7

現 行 \mathcal{O} 調 達 調 整 品 目 IJ ス } に 関 す る 日 米 合 同 委 員 会 \mathcal{O} 合 意 に ょ れ ば、 米 軍 等 が 我 が 玉 に お 1

7 物 品 等 \mathcal{O} 調 達 を行うに当た つ 7 我 が 玉 \mathcal{O} 法 令 0 遵守 を 必要とする事 項 とし て、 航 空 機 製 造 修

理 事 業 武 器 等製 造 修 理 事 業等 九 事 ・業を列 挙 し、 これ らの業務を含む契約 は 我 が 玉 \mathcal{O} れ 5

12 関 す る 法 律 に 基 づ き 認 可 を受け た者との 間 で 0 み 締結されることとされて V る。 こ の た め、

日 本 玉 内 に お け る 武 器等 製 造 修 理 事 業 をそそ 0 内 容とし て含むな 契 約 を 米 軍 等 が 締 結 す る 場合に

は、 武 器 等 製 造 法 に ょ り 許 可 を受 け た業 者 لح 0 間 で行うことが 求 \Diamond 5 れ 7 1 る。

六 に 0 1 て

地 位 協 定 \mathcal{O} 下 で、 在 日 米 軍 は 原 則 と L 7 制限 を受け な **,** \ で武器を含め物 品品 等を 我 が 玉 に お 1

7 調 達することができることになつて い る。

七について

非 核 \equiv 原 則 を 堅 持 L てい る 我 が 玉 が、 核 兵 器 0 部 品 又は 核 兵 器 \mathcal{O} 製 造 0) た め \mathcal{O} 技 術 を 輸 出 す

ることは考えられない。

八について

武器輸 出 原則 は、 武器輸 出によつて国際紛 争等を助長することを回避することを目的 とし

て定め 5 れ た 重 主要な 政 策 で あ り、 また、 非核 三 原 則 は、 我 が 玉 が 史上 唯 __ \mathcal{O} 被 爆 国 であるとの

事実等に基づいて定められた重要な政策である。

な お、 非 核三 原 則 に つい て は、 昭 和 五 十六 年一月二十六 日 に 行 わ れた施 政方 針 演 説 に お V

て、国是である旨言及している。

右答弁する。